

# 平成26年 第2回教育委員会会議録

招 集 年 月 日	平成26年2月6日
招 集 場 所	
開 会	9時00分 委員長宣告
出 席 委 員	井上教育委員長 立脇教育委員 福田教育委員 川上教育委員 内田教育長
欠 席 委 員	
	<p>別紙資料による</p> <p>○事業報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度予算復活要求課内協議</li> <li>・日野高校の在り方を考える協議会</li> </ul> <p>○行事予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地区町村社会教育研究大会</li> <li>・計画訪問</li> <li>・西部地区県立・私立高校卒業式</li> <li>・たたらフォーラム</li> <li>・3月定例会</li> <li>・中学校卒業式</li> <li>・校長内示</li> <li>・小学校卒業式</li> <li>・教職員人事異動新聞掲載</li> <li>・町職員人事異動内示</li> </ul>

議 事 日 程		
議 事 の 経 過		
日程その他	発 言 者	発 言 の 要 旨
日野高校の 在り方を考 える協議会	委 員 長 教 育 長	<p>日野高校の在り方を考える協議会について説明を求める。</p> <p>2年前に発足し、合計5回の協議会が行なわれた。昨年12月から県の教育審議会が開かれており、31年度以降の高等学校のあり方について審議に入っている。審議会の中では、各地域で当該高校の運営について、意見や要望があれば基本的にはそれに合わせた高校を作っていこうというような合意が出来ていると聞いている。今の同協議会の運営を見ても、一向に前に進んでいないし実効性が無い。従って、県と町で構成する日野地区連携協議会・法定協議会の方に移して議論が行なわれることを想定して、日野高校の在り方を考える協議会は解散した。今後は、法定協議会の方で日野高校の在り方について、議論がされる。3町の町長において、今後の日野高校の方向性として合意したことが3つある。1つは、福祉。2つ目は、林業農業。3つ目は、進学。この3つの要素がクリアできる高校にしたいということで、地元からの地域要望として県知事なり県教委に要望することが決まっている。県の教育審議会の方でもこういう要望については、基本的には尊重して、それぞれの高等学校を存続させるという流れが出来ている。教育委員会も個別に高等学校課・教育審議会あたりにアプローチして色んな動きをしていこうと考えている。説明があったが、質疑意見はあるか。無いようなので、北の原谷川砂防事業について説明を求める。</p>
北の原谷川 砂防事業に ついて	委 員 長 教 育 長	<p>北の原谷川砂防事業について、先般県との補償交渉は大体合意された。文教ゾーンに影響する今般の砂防事業については資料をご覧頂き、ご理解いただきたい。</p> <p>※ 資料に基づき説明</p>

平成26年度新規事業について	委員長	説明があったが、質疑意見はあるか。
	委員	橋の件は関連して取り上げられなかったか。
	教育長	なかった。地元説明会では指摘した方はいた。本来は議会において、明確にすべき責任があると思う。
	委員長	平成26年度新規事業について説明を求める。
	教育長	※ 資料に基づき説明
	委員長	説明があったが質疑意見はあるか。
	委員	1番は非常に気になっていた。日野郡の小・中学校の大会も1つ勝てば優勝だったり、やる意味が無いと思っていた。市も含めて広域でというのは難しい問題も出てくるとは思うが、出来ることからやるべきである。新聞で見ている気になっていたのも、非常に良い施策だと思う。
	委員	今の問題は方向性として当然だと思う。だが、実施するに当って施設設備の方はどうなっているのか。見通しはどうか。
	教育長	施設設備の件は、日野郡でやらない方がもちろん良い。日野郡には400メートルトラックも無い、冷房が効いた体育館も江府に1つしか無い、武道館も無い、50メートルプールも無い。そういう状況なので、設備面から言うと日野郡以外の会場で開催した方が良いと思う。
	委員	どこか米子市に近いところ、日野郡から出てやらざるを得ない実状か。
教育長	これから、どこか大きなものを造るかもれないが、最終的には出るようになると思う。	
委員	黒坂のグラウンドが比較的安く改良できて、農場の場所に宿泊設備も含めた施設を造る事は出来ないのかと考えている。	
教育長	地元としては、その案も1つの選択肢としてある。ただ、県の施設なので県が投資する。そこに造るメリットは何かという話しは当然出てくる。高齢化も進む中で郡民が集って行なうスポーツは限られてくる。無駄遣いではないのかという意見も出てくると思う。	

その他	委員長	教育行政の広域化ということは、これから非常に重要であると思うが、人事権の移譲というのは具体的にはどういうことか。
	教育長	人事権は都道府県にあり、現行制度で運用されているのは政令指定都市だけである。これが今どんどん移譲される方向にある。閣議決定の中では中核市にこれから移行しようということである。それ以外については、あくまでも都道府県が持っている。将来的には、都道府県から降りてくる可能性がある。20万や30万以上の市には受ける体制が出来るが、小規模の市町村は出来ない。出来ないところは県が代行しようということが法制化されている。それでは、こうした地域は今後どうにもならない、それぞれが固まって大きな体制を作らなければならない。簡単にはいかないが、このことについて研究し認識を持っておくことは非常に大切である。
	委員長	栄養教諭という名前を始めて聞いたがどんなものか。
	教育長	栄養教諭の配置による効果は現行ではあまり明らかではない。今般の配置は県の方針であり、市町村から出た話ではない。将来的には栄養職員を全部に配置するとのことである。
	委員長	その他の項目で何かあるか。
	教育長	報告としてご理解頂きたいのだが、美術館の利用については管理条例と同規則が定められている。貸館事業として利用する上で、減免の対象となるものがあり、条例の第6条で定められている。内容は、教育委員会が規則で定めるところにより入館料及び使用料を減免することが出来るとしている。併せて規則の9条で入館料の減免は教育学術及び文化の発展に寄与するために、教育委員会が特に必要と認めたときに限り行なうことが出来るという規定がある。今までは事務的に基準を設けて減免を行っていたようだが、条例の趣旨に違反する運用である。「教育委員会が特に必要と認めた時に限り行なう」条文は乱用できない。ましてや、それを基礎にして事務的に減免することは規則違反であるため、職員には厳しく注意をした。基本的にはこういう条文は、この委員会にきちんとかけて承認頂く行為だと考えているので、私どもとしては今後十分注意をしたいと思っている。

	本日の委員会は閉会する。
--	--------------